

**福島県大規模小売店舗立地審議会
平成29年度審議会 議事録**

開催日時 平成29年11月28日(火) 15:00~16:45
開催場所 福島テルサ 3階 あづま(福島市上町4-25)

事務局(中村主幹)	<p>御多忙の中、委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。これより、福島県大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。私、議事までの進行を務めさせていただきます商工労働部商業まちづくり課、主幹の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、はじめに、傍聴者の方々にお願いを申し上げます。入室時にお配りしております傍聴要領に基づき、静粛に傍聴されるよう御留意願います。また、傍聴される方が会議の議事運営に支障となる行為をした場合は退場していただくことがございますので、御注意いただくとともに、会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合には、会議を途中で非公開とする場合がありますので御承知願います。併せて、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただくようお願いいたします。ここで、本日配付しております資料について確認いたします。資料につきましては、次第に記載があります。不足資料がありましたら申し出願います。それでは、審議会を開始いたします。まず、事務局より、福島県商工労働部次長の新関よりごあいさつさせていただきます。</p>
事務局(新関次長)	<p>みなさまこんにちは。福島県商工労働部次長の新関と申します。私事で恐縮ですが、10年前に当時の商業まちづくりグループにおりまして、この審議会に久しぶりに参加いたします。福島県大規模小売店舗立地審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様には日頃より本県の商工労働行政に御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。また、本日はお忙しい中御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。さて、震災原発事故から6年8か月が経過しましたが、県内では人口減少や少子高齢化が進展している中で、県内の中心市街地や商店街における活力の再生が大きな課題となっております。中でも小売業は日常の生活に密着した産業であり、まちづくりの要となる機能を担っていることから、その活性化は本県</p>

	<p>の復興の加速化につながっていくものと考えております。とりわけ大規模小売店舗は、多くの顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であるとともに、生活利便施設として生活空間の一定範囲内に位置するという特性を有しており、その立地については交通渋滞や騒音等の問題が発生しないよう周辺生活環境の保持に努める必要がございます。このため、大規模小売店舗の立地に当たり、配置や運営方法について御意見を頂く本審議会の役割は、周辺地域の生活環境を保持するうえで極めて重要な役割を担っております。本日は（仮称）イオンモールいわき小名浜の出店について御審議いただきますが、これがオープンいたしますと、県内で一番大きな店舗面積を有する商業施設となり、その分周辺地域の生活環境の影響も考慮する必要がございます。どうか委員の皆様にはそれぞれの専門的な見地から、また生活者の視点から御審議いただきますようお願い申し上げます。あいなつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局（中村主幹）	<p>会長が都合により欠席のため、福島県大規模小売店舗立地審議会会則第5条第3の規定により、前回の審議会で会長から指名されておりました樋口委員が職務の代理をいたします。それでは、会長職務代理者である樋口委員よりごあいさつをいただきます。樋口委員、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本審議会は、一年ぶりの開催ということになっております。後ほど事務局から説明がありますが、特に大きな規模の店舗で騒音交通の問題など影響が多く、審議会に諮るべき案件であり、地域の期待も非常に高い案件であります。仮称イオンモールいわき小名浜の新設計画について御審議をお願いします。大型店舗の立地は地域におけるまちづくりや周辺の住民の方々の日常生活に大きくかかわる問題であります。委員の皆様方がお持ちの専門性をいかに発揮していただきまして、この審議会で真摯に検討していきたいと思っております。どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。</p>
事務局（中村主幹）	<p>ありがとうございました。ここで、本日の審議会出席委員についてご紹介いたします。はじめに樋口良之委員でございます。次に秋山理恵委員でございます。次に昆邦男委員でございます。次に齊藤充弘委員でございます。次に佐藤玲子委員でございます。</p>

	<p>す。次に永幡幸司委員でございます。よろしくお願いいたします。なお、先ほども申し上げましたが、阿部高樹委員は、本日都合により御欠席されております。当審議会の委員総数は7名ですが、本日6名出席いただいておりますので、審議会規則第5条第3項に定める過半数の出席となり、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p>
事務局（中村主幹）	<p>続きまして、事務局職員を御紹介させていただきます。商工労働部次長の新関でございます。商業まちづくり課長の佐藤でございます。主任主査の笹川でございます。主査の木村でございます。主事の伊藤でございます。最後に、私、主幹の中村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、審議会規則第5条第2項及び第4条第3項に基づき、職務代理者が議長として務めることとなっておりますので、樋口委員、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに、議事録署名人を選出させていただきたいと思えます。議事録署名人は、齊藤委員と佐藤委員にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（齊藤委員、佐藤委員 了承）</p>
議長	<p>それでは、議事録署名人は、齊藤委員と佐藤委員にお願いします。それでは次第を御覧ください。議事（1）「（仮称）イオンモールいわき小名浜」の新設について。平成29年11月10日付け、29産第2219号により、「大規模小売店舗立地法に基づく届出について」ということで、福島県知事からの諮問を受けていますので、これにより審議を行います。</p> <p>それでは、審議に移りますが、当該届出について、施設の規模が大きく、関連する情報が多岐に渡ることから、設置者による届出内容及びいわき市から出店に関連する諸計画について説明を求めたいと、事務局より要請がありました。委員の皆様、承諾してよろしいでしょうか。</p> <p>（委員 異議なし）</p>
議長	<p>それでは、議事に移ります。議事（1）「（仮称）イオンモールいわき小名浜」の新設について設置者から、届出内容について説明してください。</p>
設置者：イオンモー	<p>本日は（仮称）イオンモールいわき小名浜の大規模小売店舗</p>

ル	<p>立地審議会において御説明をさせていただきありがとうございます。わたくしは、イオンモール株式会社開発本部東北開発部賀須井と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私どもイオンモールは、イオングループの中核企業として、ディベロッパー事業を担い、ショッピングモールの開発運営を行っており、現在、日本全国、アジア各国で、約170モールを有しております。仮称イオンモールいわき小名浜は、東日本大震災の年である、2011年、平成23年12月にいわき市様が公募した小名浜港背後地都市センターゾーン開発事業の募集に応募し、当社を選定していただいたことから始まったプロジェクトです。まちづくりの経緯等については、後ほど、いわき市様から説明がございますことから、出店の経緯や現状について説明させていただきます。所在地は、かつて、福島臨海鉄道様の貨物駅が広がっておりました。御存知のとおり、福島臨海鉄道様は過去には泉から小名浜をとおり、江名まで運転されており、旅客営業も行っておりましたが、1972年、昭和47年9月30日をもって旅客営業は廃止され、現在は泉から小名浜までの貨物営業のみとなっております。なお、旅客営業廃止後も、いわき花火大会などで、臨時で旅客列車が走ったことがございます。2010年、平成22年11月に策定された、小名浜港背後地開発ビジョンにおいて、本物件の立地する都市センターゾーンについて、アクアマリンふくしま様や、いわき・ら・ら・ミュウ様、小名浜美食ホテル様が立地するアクアマリンパークと一体となり、魅力ある都市拠点空間として、賑わいや小名浜ならではの情報が集積し、受発信される交流回遊の潮目を形成するといった土地利用の望ましい方向性が描かれました。しかし、翌年3月に、東日本大震災が発生し、小名浜周辺は甚大な被害を受け、本物件は2mを超える津波に襲われました。いわき市様は、今後方策を検討される中で、国の復興のシンボル事業として注目し、震災復興土地区画整理事業などによる復興計画を定めました。2011年、平成23年に発生した東日本大震災による当社をはじめとしたイオングループは大震災発生直後より避難場所としての場所の提供や物資の提供、支援金の提供を行うとともに、順次店舗も再開をしてまいりました。東北各県との包括連携協定の締結を進め、福島県様とは、2011年平成23年9月22日に包括連携協定を締結してお</p>
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ります。そのような中、いわき市様にて、開発事業協力者を募集されているというお話をお伺いし、いわき市様の募集趣旨に賛同し当社より都市センターゾーンの全体の開発のテーマで、いわき市のみならず東日本復興のシンボルとなるいわき絆プレイスにふさわしい永続的な賑わい創出をもたらす地域全体の核となるモールを創造することを提案させていただきました。2011年、平成23年12月に、いわき市様より開発事業協力者として選定していただいてから、地元商店街様や地域の皆様などと多くの議論を重ねてまいりました。また、2013年、平成25年1月に、いわき商工会議所様が中心となって、東日本国際大学様の協力で設立されたいわき商業まちづくり連携会議は、地域の垣根を超えた情報の共有化を図りながら、いわき市全体で、大型商業施設との共存共栄策、商業活性化策を考える建設的な場として設置されたものですが、当社も当初より開発事業協力者の立場で参加させていただきました。その他、小名浜まちづくり市民会議様が設立した、小名浜まちなか賑わいづくりプロジェクト委員会などで、共存共栄に向けた協議を進めてまいりました。2014年、平成26年7月に、いわき市様より開発事業者にて特定していただいてから、同年の6月に福島県商業まちづくりの推進に関する条例の届出をさせていただき、同年12月に福島県様より、意見なしの通知を頂いております。また、2014年から福島県いわき建設事務所様が主体となり、地元団体様、国、県、市、警察、バス事業者様、アクアマリンパークの事業者様など、そして、当社も参加した小名浜の新たな魅力創造事業において、イオンモールいわき小名浜開業後の港と既成市街地の一体的なまちづくりを目指し、にぎわい創出、景観形成、交通錯綜軽減の視点から、必要な施策を取りまとめ、既成市街地、イオンモール、アクアマリンパークがつながり、回遊による賑わい創出に資する取り組みを検討してまいりました。賑わい創出に関し、既成市街地とイオンモールが立地する都市センターゾーンからアクアマリンパークによる回遊促進による既成市街地への賑わい波及を実現させるため活動し、活動支援体制の構築や、回遊促進方策の展開に向けた取り組みを進めていくこととなっております。イオンモールいわき小名浜の北側ペデストリアンデッキとつながる汐風竹町通りやポケットパークを活用したイベント等を検討しました。モ

ール内での告知などの連携を図っていきます。

景観形成に関しては今後の変化や来街者に配慮した賑わいの創出につながる景観形成を実現するため、景観意識啓発に向けた取り組みを進めることになっています。交通錯綜軽減に関する取り組みについて、大型連休を中心に鹿島街道等の周辺幹線道路の混雑緩和を図ること、アクアマリンパークおよびイオンモールの各施設が連携し、駐車場の円滑な利用を勧めること、新小名浜魚市場といわき・ら・ら・ミュウ様間で連携し施設間の交通錯綜を軽減するという方向性が示され、交通の錯綜軽減を実現するためこういったアクセス路への誘導や円滑な駐車場運用等に向けた取り組みを進めていくこととなっています。広域アクセス路への誘導として鹿島街道ではなく臨港道路への誘導が望ましいとしており、私どもも本計画にのっとり交通誘導計画を策定しております。そのほかアクアマリンパークと連携した広域誘導の施策や駐車場の満空状況の共有や案内方法についてはアクアマリンパークの各社様と検討を進めております。

また、交通錯綜軽減に向けた連携した取り組みも引き続き検討して参ります。私どもは2016年（平成28年）3月に策定された港と市街地の一体的なまちづくり計画書をもとにアクアマリンパークと既成市街地を結びアクアマリンパークの駐車場を効率的に運用することで小名浜にいらっしゃる方に回遊していただくということで地元の皆様と話を進めております。本物件の建物に関しては東日本大震災の経験から防災モールとしての機能ももたせています。具体的には一階をピロティ構造とし、二階を想定浸水高以上とし、いわき市様が設置した避難デッキと接続しています。災害時には避難してきた方を一時的に受け入れる機能を有しています。また、建物の重要な設備も想定浸水高以上に設置し地域の防災拠点の一つとして機能維持にもつなげます。昨年8月に起工式をとりおこなわせていただき、小名浜港町周遊モールをコンセプトにいわき市様の掲げる復興のシンボルとして活気あふれる拠点づくりに寄与する文化、情報、楽しさを融合した防災モールを実現するため工事を進捗させていただいているところでございます。このあと届出内容について御説明させていただきますが各方面の皆様の思いや事情を踏まえた内容となっておりますので御審議の程よろしくお願いいたします。

設置者：コンサル
タ
ント

それでは、(仮称)イオンモールいわき小名浜の大規模小売店舗立地法に基づく新設届出事項について御説明いたします。店舗名称、住所、小売業を行う者、開店日はお手元の資料記載のとおりです。敷地面積は東側に隣接します隔地駐車場を含めて44,356㎡、店舗面積は32,933㎡、飲食、サービス、アミューズメント、シネマコンプレックス等の併施設面積は合計8,097㎡です。駐車場の位置と台数は、建物ピロティ1階平面に706台、東側に隣接する隔地駐車場に111台、5階屋上に433台設置いたします。合計は1,250台です。なお、隔地駐車場には一部従業員専用駐車場として73台分の駐車場がありますが、混雑時等には客用駐車場として利用することもあります。駐輪場はスライドの赤丸の箇所に自転車用350台、オレンジ色丸の箇所にバイク用として30台を設置いたします。荷さばき施設は赤丸で示すSC棟の西側と北側の二箇所に合計面積322㎡、廃棄物保管施設はオレンジ色丸で示すSC棟の西側と北側の二カ所に合計容量245㎡を計画しています。補足ですけれども、いわき市様が整備している一般路線バスターミナルは敷地北側中央に設置されています。次に、運営方法について、営業時間は核テナント、専門店について午前7時から午前0時、届出対象ではありませんけれども飲食、シネマ等も午前7時から午前0時で、シネマについては上映映画により夜間対応を予定しています。駐車場の利用可能時間帯は営業時間の前後30分としており、午前6時30分から翌午前0時30分です。駐車場の出入り口の箇所はスライドに赤丸で示す8箇所です。荷さばき施設の利用時間帯は二箇所の荷さばき施設とも24時間です。こちらがSC棟内の二階の図でピンク色が物販部分、青色が非物販の飲食店やサービス等です。物販部分、向かって左側が核店舗のイオンリテール、右側に大型専門店、中型専門店、そして中央にモール形式の専門店を配置する計画です。こちらが3階で右側部分にフードコート等を計画しています。4階の右の部分にシネマを計画しております。5階は駐車場等と設備機器のスペースです。

次に、配慮事項の交通に関わる配慮について説明いたします。平均的な休日1日での来店車両台数は店舗面積から約4,693台と予測しており、ピーク時間帯にはシネマ等を含めた来店車両は713台と予測し、交通計画の検討を行っています。広

域からの誘導計画については店舗周辺の交通状況から図に赤の矢印で示す、各方面からのルートを設定しました。方面1のルートは計画地西側から臨港道路を經由して来店するルート、方面2は計画地北西側から県道15号や大原を經由して来店するルート、方面3は、計画地北側から鹿島街道を經由して来店するルート、方面4と方面5は県道15号経由やその他のゾーンから県道66号に応じて計画地東側から来店するルートです。それぞれの方面については、周辺エリアの人口と各ルートへの誘導配分に基づき方面別に来店比率を設定し誘導計画を作成しています。店舗周辺についてはスライドに赤矢印で示しますが各方面から駐車場出入り口までの来店経路です。次に、青矢印で示すのが各出入り口から各方面への退店経路です。周辺交差点における交差点需要率は平均的な休日のピーク1時間あたりの来店交通量と既存の交通量で一番交通量の多い時間帯の交通量を合わせた台数を店舗開店後のピーク時交通量として計算しました。その結果としまして、すべての交差点で交差点需要率は0.9を下回る結果となりました。次に、具体的な交通対策としては、案内ルートのみを表示した案内経路マップを作成し、ホームページでの周知、混雑時の交通整理員の出入り口などへの配置、道路状況や駐車場内混雑状況に合わせた誘導、誘導経路への案内看板設置などを行います。店舗内や駐車場内へのカメラ設置により、混雑時には防災センターからカメラ付近に配置した交通整理員に無線で適切な指示を行います。店舗への来退店車両の増加による周辺交通への影響を緩和するため公共交通である路線バスでの来店を促進します。敷地北側に接して先ほど説明させていただいた路線バスのバスターミナルが整備されます。JR泉駅やJRいわき駅などいわき市内の各方面から店舗に立ち寄る路線バスの運行が計画されており、現在バス事業者と協議を進めております。

次に、駐車場主要出入り口には運転者から素早く出入り口が分かるよう写真のようなサイン看板を設置し駐車場内の適切な場所には案内看板を設置し、スムーズな入出庫ができるようにします。歩行者の安全確保のため駐車場内の主要動線には歩行者用専用通路、横断歩道などを設置します。

次は、騒音に関わる事項です。昼間の等価騒音の予測地点はスライドの赤丸、A1からA8の8箇所としており、計画地周

辺の騒音の昼間の環境基準は60デシベル以下で、予測結果は御覧のようにすべての地点で基準値を満足しています。夜間の等価騒音についてはスライドの赤丸、B1からB8の8箇所で予測しており夜間の環境基準は50デシベル以下で、予測結果はすべての地点で基準値を満足しています。騒音の夜間最大値の予測地点はスライド赤丸の、C1からC8の8箇所で騒音の夜間の規制基準は50デシベル以下となっています。計画敷地側の境界では来店車両の走行音と荷さばき関連の騒音が規制基準を超過しますが、道路を挟んだ向かい側のC1'と、C3'からC7'までは基準値以下となることから周辺的生活環境に与える影響は小さいと考えます。予測地点C2はC2及び道路を挟んだ向かい側のC2"において基準を超過しますが荷さばき施設②の北側に遮音壁を設置することにより道路向かい側の民家の敷地境界のC2"において基準値以下となります。予測地点C8はC8及び道路を挟んだ向かい側のC8'において基準を超過しますが敷地西側のC8'側は交通ターミナルになっておりC8から最も近い民家の敷地境界であるC8"、北側となりますがこちらにおいても基準値以下となることから周辺的生活環境に与える影響は小さいと考えます。なお、開業後騒音に関して問題等が発生した場合には状況把握を行い迅速かつ適正に対応させていただきます。荷さばきや廃棄物収集作業の騒音対策としては十分な作業スペースの確保による作業時間短縮や荷さばき施設の屋内化、要所にゴムラバーを設置し衝撃音を和らげるなどの施設面での対応と計画的な搬出入や作業員の騒音防止、騒音抑制意識の徹底など運営面での対応を行って参ります。駐車場内では看板掲示等により、アイドリング禁止、空ぶかし及び走行方法等への注意を喚起します。なお営業時間外は駐車場を閉鎖します。

廃棄物については管理者常駐によりきちんと分別されているか確認し、廃棄物の分別と減量化を徹底します。買い物袋持参運動や商品トレイ、牛乳パック、ペットボトル等の回収ボックスを店頭設置し、リサイクル推進を行います。生ゴミ等の廃棄物保管施設は臭気漏れがないように密閉とし適切な温度管理の下で保管します。生ゴミ処理は許可を得た業者に委託し適正に運搬し処理します。

防犯関連について、建物内の防災センターには店舗内や駐車

	<p>場内の状況を確認するカメラが設置されています。夜間の駐車場は防犯上必要な照度を保ち、溜まり場とならないよう営業時間終了後には出入り口を閉鎖し車両の進入を防止します。喫煙については、未成年者の喫煙防止や健康増進法に対応するためショッピングモール内は一部飲食店を除き禁煙といたします。喫煙場所はスライドのように通路から見えるようにし未成年者が喫煙しにくい環境にします。また、トイレには炎感知器を設置しライター等で火が点いた場合には防災センター内で警報が鳴り直ちに警備員が駆けつけることになっています。</p> <p>続いて、防災関連です。計画建物は防災型モールとして1階をピロティ構造とし、津波災害時には北側と南側の避難デッキと接続した店内通路を開放し、避難してきた人を一時的に受け入れる機能を持たせています。建物の3階から屋上5階が避難階となっています。浸水被害回避策として主要設備機器を浸水の影響を受けない場所に配置しています。震災時、お客様の安全安心を守るための緊急対応として、防災設備、セキュリティシステム、給水設備等や防災センターやイオンモール事務所等の主要管理室及びイオン食品売り場等に非常用発電機による電源供給を最優先で行います。断水、停電時でも飲料水の供給を可能とします。S C棟内のイオンモールは非常用電源により照明、空調、給水、携帯充電用コンセントを利用可能とし休憩所として利用できるようにいたします。屋外に非常用仮設トイレが設置可能なマンホールを10箇所設置するなど災害時に様々な対応ができる施設としています。</p> <p>続いて、街並みづくりについて、イオングループではこれまで国内外合わせて約1,000万本の木を植えて参りました。本計画でもイオンふるさとの森づくりとして開店前に地域の皆様と植樹を行う計画です。建物の色や広告物等に関しましてはいわき市の景観を守り育て創造する条例を重視し周囲との調和に配慮した計画とします。夜間の照明については周辺住居等へ影響のないよう、照明の方向、明るさ、点灯時間等に配慮します。防犯上最低限必要な照明以外は閉店後、速やかに消灯致します。以上で届出書についての概要説明とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。委員の皆様の方にはこれから審議を行っていただく訳なのですが、設置者様の御説明に対して御</p>

	質問がありましたらお願いします。
委員	<p>あらかじめ届出書をいただいていた。その中でわからないところを教えてください。届出書の中の添付図15のサイン配置図、次のページにサイン図添付図16があり、その中に㊸車いす専用駐車場とあり登録制というふうに書いてありますがどういったシステムでやろうとしているのか、あるいはどこかでの経験を基にやられているのか、あらかじめオープン前に想定される方と登録をやり取りされるのかなど教えてください。</p>
設置者：イオンモール	<p>御説明させていただきます。場所としましては図面の右側のほうに先ほどの㊸番の登録制というところを書かせていただいております。これは車いすの方で事前に登録していただいた方だけが入れるゲートを設けます。よく、車いすの駐車場に一般の方が止めてしまうというケースがございますので、そこは登録した方にリモコンをお貸ししてそれを持っている方だけが入れるというものになります。身体障がい者の方が登録をしていただくは無償でリモコンの方をお貸しさせていただくような形でございます。東北の店舗でいえばイオンモール名取などでも同じようなシステムを採用させていただいております。ただ、当然すべての車いすの方が登録されてというわけではないので登録してリモコンを使えるところと一般的な車いす用の駐車場という二つの使い方の場所が分かれてございます。添付図15を見ていただきますと、例えば㊸で書いてあるところは一般用の車いすも使える、登録されている方は先ほどのところが使えるというように分けていますが、半分以上は一般の車いす、老人、身障者の方々が使えるよう設けており、一部のところを登録者が使えるようにしております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。妊娠中、ベビーカーのような方々も車いすユーザーと同様にするのか、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。</p>
設置者：コンサルタント	<p>設計・建築の方と相談しており、看板には杖を持っている老人や妊婦さんの絵も付け加えた形でとし、サイン図の添付図16、㊸番を見ていただきたいのですが、車いすの下のところに杖をついた老人、けがをした人、妊婦さんの絵が描いてあると思うのですが、このような形の表示をさせていただきまして車</p>

	いすだけでなくほかの方々も御利用できるような形で対応したいと考えております。
委員	車いすユーザーだけではなく、妊婦さんたちも登録できるということですか。
設置者：コンサルタント	現在のところ登録は車いすの方や身障者が対象で、妊婦さんやケガをしている方は対象期間の終わりがありますので。今後はもう少し詰めさせていただきます。
委員	どうもありがとうございました。
議長	ほかに質問はありますでしょうか。
委員	<p>はい。同じく事前に資料の届出書をいただきましたので騒音のところは何点か問題点があったので指摘していきたいと思うのですが、まず、全体的な事項として経産省の大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引きにしたがっているはずですよ。だとするならば2008年モデルではなく2013年モデルを使わないと手引きに沿ったことにはなりませんのでそこは直してください。その上で個別のところなのですが騒音の5というページのところ。ここが大型車の走行騒音のレベルがRTNモデル2008、多分2013モデルと同じになるとは思いますが、算出したと記述されていますけれどこれ定常走行で算出されていますよね。RTNモデルでは大型車での走行を定常走行では40km以上でしか定義していません。なので、この計算はおかしいです。ですから、搬入車両にかかる騒音予測は今書かれている資料では正しく見積もられていると評価することはできません。</p> <p>次、騒音の18ページのところ、遮音壁が設置されることになっていて、解析自体はちゃんと減衰量を正しく見積もっていると判断しますが、遮音壁を透過するほうのレベルが無視されているのですが、資料を見る限り無視していいレベルとは思えないのですが、おそらくここでは減衰量が過大に評価されているのではないかと思います。</p> <p>これは単なる質問事項ですが卓越周波数が500Hzで決め打ちされており、この決め打ちで問題なく妥当だという根拠を教えてください。</p> <p>それから騒音の次は20ページ、これは単なる記述ミスだと思いますけれども夜間騒音レベルの最大値の算出のところでL</p>

	<p>マックスが等価騒音レベルと書いてありますがこれは騒音の最大値ですよ。訂正、21ページでした。</p> <p>あと、22ページ以降の騒音の発生源のデータを見ていたのですけれどもこれすべて音響パワーレベルを用いて、それからここから算出するという方法を用いて計算しているようですが、マニュアルをちゃんと確認していただければいいのですけれども音源が点音源とみなせて定常音源で且つ地表面効果を受けなくて半自由空間にある時のみその方法で算出できるはずですよ。なので、例えばトラックのバックベルはこの条件に当てはまらないからこの方法では計算できないそうです。大変残念なことに今回の夜間の騒音レベルの最大値の評価のところはバックベルが効いてるんですね。ですので、この資料では住宅側でも騒音レベルが基準を満たしているという話でしたが、それは保証されなくなってしまいます。</p> <p>以上の問題点があるので少なくともこの資料に対してこのままで良いということはいえないのではないかと思います。</p>
設置者：コンサルタント	<p>今の御質問御意見について今この時点で詳細を確認することはできないので、改めて詳細を確認しまして、商業まちづくり課さん経由で御返事させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>今すぐ答えが出ないのは仕方がないと思います。</p>
議長	<p>他、委員の方、御質問ありますか。</p>
委員	<p>先ほどの説明にあったところで交通のところ、防災ステーションで随時交通量を把握して交通量が増えたら警備員の人たちとやり取りをしていくということだったんですけれども、防災ステーションはどこに設置されて、どのように運用されるのか教えていただけますか。</p>
設置者：イオンモール	<p>防災センターは、1階のこの場所に設置される予定です。先ほど申し上げましたとおり、周辺にカメラを内部外部ともに設置して参ります。カメラを常に外に向けておりますので、常に監視をしている人間はいるという意味でございまして、もしそこで問題があれば、すぐに警備員を派遣することもできますし、近くにいる人間も派遣することも可能という意味でございまして。</p>

委員	駐車場の出入りを常にカメラで監視しているという意味ですか。それとも周辺道路の交通量も把握しているのでしょうか。
設置者：イオンモール	出入りも含めて周りも見えている広角のカメラでございますので、出入りの状況も見えますし、それに伴いまして周りの道路状況も見えるような形で設置してございます。
委員	流れはいろいろあるので、そういうことが判断できるのかなと思ひまして、警備員の方だと結構難しいのかなと思ひましたので、その辺もきちんと検討していただけたらなと思ひます。
設置者：イオンモール	私どもの警備会社の頭に「イオンディライト」という管理会社がございます。こちらはいろいろなモールを経験した人間を、特に当初の時には配置して運営していきたいと思っております。
議長	他に御質問はありませんでしょうか。 審議については後ほど行いますので設置者からの御説明に対するの質問ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは設置者の方は、席にお戻りください。 議事を進めて参りたいと思ひます。大規模小売店舗立地法指針において、「市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられている場合には、そうした総合的な計画を踏まえて各種措置を講ずるものとする。」と記載されています。このことに関連して、地元自治体であるいわき市より当該届出に係る説明をお願いします。
いわき市	それでは、説明させていただきます。いわき市都市計画課の根本と申します。よろしくお願ひいたします。私からの説明ですが、本日御審議いただきます商業施設の立地場所であります小名浜港背後地に関するこれまでの計画も含めまして、経緯について説明させていただきます。こちらは小名浜港背後地の地図でございます。小名浜地区は第二の人口を有してありまして、最寄りの駅であります常磐線泉駅から距離にしまして約 4 km いうところに位置してあります。こちらが小名浜市街地の拡大図であります。小名浜港背後地は県内屈指の観光拠点であります重要港湾小名浜港、1、2号埠頭アクアマリンパークと既成市街地との間に位置してありまして、これまでは福島臨海鉄道さんの貨物ターミナルが立地してありまして。まず、小名浜地

区のまちづくりの構想、これまでいわき市では行ってきまされたけれど、その件について詳しく説明させていただきます。これはこれまでの主な経緯を示しておりますが、小名浜港背後地のまちづくりにつきましては、その時代ごとの状況変化に対応しながらまちづくり構想などを策定して参ったところでございます。こちらは今から36年前（昭和56年）の2月、小名浜港背後地都市整備調査報告書を作りましてその土地利用を示しております。時を同じくいたしまして、港の整備計画が策定されて、港町小名浜のまちづくりの検討がこの頃から始められたところでございます。こちらは24年前の平成5年、小名浜港湾計画調査における鳥瞰図でございます。前年度には1、2号埠頭の再開発の調査も行われておりました。こちらが21年前の平成8年小名浜地区市街地再生拠点整備計画策定調査というものを行いまして1、2号埠頭の再開発が具体的に現在現在の姿に近い形でふるさと振興センター、また海洋文化学習施設などが描かれています。これが現在のまちづくりの基本となっております。本市におきましては平成11年3月に都市計画の基本方針を定めまいわき市都市計画マスタープランを策定しております。その中で当然小名浜についても位置づけているわけですが中央都市ゾーンというゾーンを設けております。左側の方に書いてありますがその小名浜では広域拠点機能、交流物流機能、海洋レクリエーション機能、商業工業機能というものを担ってこうと位置づけたわけでありまして。続きまして小名浜港背後地開発の基本的な考え方でございますが、港と一体的なまちづくりについて説明させていただきます。こちらは震災前の小名浜港周辺の航空写真でございます。一号埠頭にはいわき市観光物産センター、いわき・ら・ら・ミュウが、また、二号埠頭にはアクアマリンふくしま、そしてその間には小名浜さんかく倉庫といったものが立地しまして、いわゆるアクアマリンパーク周辺においては年間200万人前後の方が訪れております。県内屈指の観光拠点として形成されています。しかし、再開発により賑わうアクアマリンパークと既成市街地との間に貨物ターミナルが立地してございまして、港と市街地の一体的な利用が図られていなかったという状況でございます。本市の二つの核を形成する平と小名浜を結ぶ幹線道路であります都市計画道路の小名浜平いわき線、いわゆる鹿島街道となっております

が当該ゾーン内につきあたりまして、アクアマリンパークに行くにはクランク状の踏切を渡っていくというような状況でございました。そこで17年前の平成12年12月に国、県、市、また地域の方々と小名浜港背後地等整備にかかる連絡調整会議というものを設置いたしました。小名浜地区の流れのテーマでありますこのターミナルの移転、また移転跡地の都市センターゾーン、ここでの土地利活用について取り組みを進めてきたところでございます。当連絡調整会議につきましては、港町小名浜の活性化を基本目標としまして協議、調整、進行管理を行って参りました。当会議には本市の副市長を委員長としまして、国の小名浜港湾事務所さん、県の振興局、建設事務所さん、また小名浜港湾建設事務所さん、いわき東警察署さん、また、本市の関係部署の長に集まっておいただき、また地元としては、いわき商工会議所、経済同友会、小名浜まちづくり市民会議、青年会議所、地元の企業の方などで構成いたしました。現在はイオンモールさんにも加わっておいただいて協議を行って参りました。小名浜港背後地の開発につきましては、この会議をもって進行管理を行って参りました。12年度から13年度にかけてまして、貨物ターミナルの移転可能性調査というものを県の方でしていただき、隣接する日本化成さんという社有地がございますが、そこが遊休地となったことで、14年度からは貨物ターミナル跡地利用について企業ヒアリングやアンケートなどを実施して参りました。また平成15年には地元のまちづくり団体であります小名浜まちづくり市民会議がランドデザインを策定いたしました。2年後の平成17年度に行政計画である小名浜地区まちづくり計画も策定しております。その後、平成22年に小名浜港背後地開発ビジョンというものも策定しております。こちらは平成17年3月に策定しました行政計画であります小名浜地区まちづくり計画の港湾地区のまちづくり方針を示したものでございます。将来の都市構造については人が集まり交流する賑わいの拠点としてアクアマリンパークやタウンモールリスポさん、及び港湾背後地を位置づけております。また、周辺地区とのネットワークとして平いわき線などの幹線道路の位置づけ、また地区内の道路も連携を図る構造としております。さらに港湾背後地のまちづくりの方針としてアクアマリンパークとのアクセス、交通ターミナルの検討、生涯学習機能、行政

	<p>機能等の複合拠点の形成を図るようにしておりました。こちらが平成22年に都市計画を行いました土地区画整理事業の計画図の設計図でございます。また、あわせて平磐城線、船引場原木田線という県決定の都市計画道路もそのときに変更しております。こちらは平成22年の11月に市の方で策定いたしました小名浜港背後地開発ビジョンの都市センターゾーンの位置づけをしたものでございます。土地利用の望ましい方向というものを描きました小名浜港機能の基本的な考え方として定めております。そのような長い歴史を踏まえこれまで歩んできましたが、そのような中ビジョンの策定からたった4ヶ月後に……。</p>
<p>議長</p>	<p>時間が押しているため、周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて何か措置が講じられているかというところを知りたいので、そのあたりに焦点を絞ってお話をいただければと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
<p>いわき市</p>	<p>平成26年4月に策定しました都市センターゾーンの開発事業計画、先ほどイオンモールさんから話がありましたが、そういった新しい計画を作っております。公募によりまして小名浜港背後地都市センターゾーンの開発事業協力者に選定されましたイオンモールさんと市と協働で関係機関やまちづくり団体との協議、また募集時の企業提案を基に開発事業計画を策定して参りました。また28年3月に小名浜港の新たな魅力創造事業というワーキンググループを立ち上げまして、交通誘導施策の案として、広域誘導マップ等による周辺幹線道路からの交通利用の確保、また、アクアマリンパーク内の公共駐車場とイオンモール駐車場の一体的な利用というものを提案してまいりました。こういった二つの計画を踏まえまして、イオンさんの建物内のところに公共交通も含めた形としております。また、路線バスについての説明でございますが、北側中央に路線バスターミナルを市の方で設置しております。ここには既存経路系統がございまして、北側一本先の県道を通っている路線バスがございまして、それらを延長して路線バスを導入したいと思います。左側に路線バス4とございまして4キロ先の泉駅からですね、その路線バスにターミナルへ向けてバスを走らせる。また、1、2、3番とございまして、いわき駅から各まちを通過して小名浜にという路線経路を考えております。また左側に行きますとタクシープールということで市の方でこの基盤整備を行いま</p>

	<p>したが、イオンモールさんの敷地内にタクシー乗り場を設けますので、そちらと連携ということで設けてございます。また、アクアマリンパークの駐車場に2,400台確保ということで、このパーク内の駐車場とイオンモールさんの駐車場の共同利用によって駐車場を確保していくような状況です。また、左下ですけれども新設系統ということで、泉駅から小名浜の臨港道路を経由した青い点線ですが、そういった経路も申請するということがイオンさん、バス事業者さんとともに実現に向けて市も同席しながら協議を進めている、というような状況となっております。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>短い時間の中、申し訳ございませんでした。ありがとうございました。</p> <p>以上のいわき市の諸計画につきまして、各委員より、御質問ありますでしょうか。いわき市と協力して交通対策について特に配慮してきたということが理解できるような御説明であったと思います。特になければ、議事を進めます。いわき市さん、ありがとうございました。</p> <p>届出の概要、関係する各計画については、ただいまの説明のとおりですが、本日の審議会に先立ち行われた、県の連絡調整会議における審議結果について事務局から説明願います。</p>
<p>事務局・佐藤課長</p>	<p>それでは、「福島県大規模小売店舗立地法連絡調整会議における審議結果について」御説明いたします。</p> <p>本連絡調整会議は、「大店立地法」の施行に関し、庁内関係部局間の総合調整を図るために設置されたものであり、本審議会の諮問事項に関して調整を行うものでございます。資料3が連絡調整会議の審議結果ですが、まずは、審議の経緯等について説明いたします。</p> <p>まずは、届出書の内容を大店立地法の運用を行う上での基準を示す「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下、指針と申し上げます）に照らし合わせながら審議いたしました。</p> <p>議論の中心となったのは、駐車需要の充足と交通にかかる事項でございます。</p> <p>資料1届出書の4ページをお開きください。ここには指針に基づく必要駐車台数の計算式が記載されており、必要駐車台数は1,248台となっております。届出台数は1,250台と</p>

なっております。指針による必要駐車台数を若干上回っております。

この必要駐車台数は、この計算式の各事項を踏まえて算出されるものですが、今回議論となったのは「自動車分担率」でございます。この自動車分担率は、立地市町村の人口や用途地域、駅からの距離が影響する仕組みとなっておりますが、今回の届出施設については、用途地域が商業地域、駅からの距離が0 mということで指針の式にあてはめた結果、37.5%となっております。

また、「駅」の考え方については、指針によりますと、「駅」とは当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の実情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、法運用主体と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、分担率を適用することができる」とされてございます。

届出書4ページの必要台数計算表の下に「公共交通機関の状況」の欄があり、そこには「敷地北側に接していわき市が路線バスターミナルを設置しており、いわき市内各方面への路線バスの発着が予定されている」と記載されております。これにつきましては先ほどイオンモールさんといわき市さんの方から説明があったところでございます。

さらにこの点について設置者に詳細な説明を求めたところ、主に2点報告がございました。

1点目は、「現在、届出施設のバスの最寄駅は市役所小名浜支所前のバス停でございますが、泉駅前～支所入口、いわき駅前～支所入口、湯本東口～支所入口、江名～支所入口の4路線を施設に隣接して設置するバスターミナルを経由することとする。」2点目は、「この4路線合計で、現在、平日183本、土曜日147本、日祝日128本が運行しておりますが、現在、週末・祝日の運行本数の増加について、設置者といわき市やバス会社などの関係機関と協議しているとともに、バス利用促進策についても具体的な検討を行っている。」との報告がございました。

以上のことから、当該届出施設に隣接されるバスターミナルについては「駅」に相当するものと考えられ、指針から自動車

分担率は37.5%と導き出されました。

次に、今回の審議の中で考慮した点について申し上げます。

1点目でございますが、地元自治体である「いわき市からの意見（大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見）」及び「住民からの意見（大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見）」を考慮いたしました。特に、住民からの意見につきましては、「駐車需要の充足等、交通に係る事項」について5件出てございます。具体的な意見の内容については資料2のとおりになってございます。

2点目は、当該届出につきましては、参考資料1にございます「小名浜港背後地都市センターゾーン開発事業計画」及び参考資料2にあります「小名浜の新たな魅力創造事業『港と市街地の一体的なまちづくり』計画書」がもととなっており、これら諸計画の内容についても考慮してございます。

なお、参考資料2の「小名浜の新たな魅力創造事業『港と市街地の一体的なまちづくり』計画書」におきましては、アクアマリンパーク内の駐車場との連携が図られるとのことであること、また住民意見も踏まえ、実際にどの程度の利用が可能であると見込まれるかにつきまして、事務局から設置者側に、アクアマリンパーク内の駐車場の利用状況について調査を求めました。

その結果、「アクアマリンパーク利用状況報告」の提出がありましたので、概要を御説明いたします。申し訳ありませんが、口頭での説明となります。調査は、平成29年9月24日（日）と10月9日（祝）体育の日に行われました。9月24日はパーク内でよさこいのイベントが行われておりますが、それぞれの日のピーク時間帯と駐車台数は、9月24日は11時から12時で1,286台、10月9日は13時から14時で923台ございました。アクアマリンパーク内の駐車場は約2,400台となりますことから、イベントのある休日等においてもパーク内の駐車場の空きが千数百台あると判断されるとの報告がなされました。

なお、連絡調整会議におきまして、県警察本部からは「届出の中で駐車場台数の積算根拠の自動車分担率が37.5%とされていることについて、地域の実情としては自動車分担率はもっと高いのではないか、実際には駐車場が不足するのではないか」

	<p>という意見がございました。</p> <p>事務局といたしましては、指針に照らし合わせるとともに、アクアマリンパーク内の周辺施設との連携計画も含め、総合的に検討した結果、「今回の届出の内容は適当である」と判断し、「県の意見なし。ただし個別的要望事項あり、一般的要望事項あり」との事務局案を作成いたしました。</p> <p>その具体的な内容については、資料3を御覧ください。上段の四角で囲んである点でございますが、県の意見、要望事項の考えを記載してございます。指針に定める基準を満たせば、通常は「県の意見なし」となりますが、本県では、生活環境の保持について改めて設置者に配慮を促すため、意見がなくても一般的要望事項を付しております。</p> <p>今回は、指針に定める基準を満たしていると判断するものの、住民意見があったことや連絡調整会議でも一部議論がわかれた点、また、県内最大規模の店舗という店舗の立地特性も踏まえ、特に個別具体的な配慮を求める必要があることから、「個別的要望事項」を出すことといたしました。</p> <p>なお、個別的要望事項の内容については、4点考えております。要約しますと、交通状況について届出の予測結果と乖離した場合の迅速な解決、アクアマリンパーク内関係機関と連携した円滑な駐車場運営、その際の高齢者や障がい者等への配慮、店舗と駐車場を結ぶシャトルバス運行の検討、地元自治体と連携したバスの増便など公共交通機関の利用促進、以上の4点といたしました。</p> <p>また、一般的要望につきましては、すべての案件に共通する内容であり、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、ただいまイオンモールからの説明の点で委員から騒音に関する事項について指摘をいただいたところでございます。今回の連絡調整会議のなかでは騒音に関する事項は特に議論にはならなかったわけですが、指摘を頂きました騒音の分も含めまして審議をお願いしたいと思っております。</p> <p>以上が、連絡調整会議における審議結果であります。御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、「(仮称)イオンモールいわき小名浜」の新設について、届出及び店舗の周辺状況、県の審議結果について、事務局より説明がありました。</p>

	<p>それでは、ここから審議を始めていきたいと思います。まずは委員の方からお話がありましたらお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>よろしいですか。今の説明を聞いていて疑問点が出たのですが、アクアマリンの方の駐車場をイオンモールの駐車場と共用すると考えた場合、こっち側に新たに自動車がかかるようになるのですよね。その場合、こちら側の騒音は評価しなくて良いのでしょうか。</p>
(事務局・木村主査)	<p>それでは御説明いたします。基本的には立地法の届出をされている駐車場というのは1, 250台であります。届出上はその部分のみ審査対象になりますので、周辺施設と連携するという背後の大きな計画については騒音解析については不要ということになります。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>他はございますか。質問や御意見などでよろしいかと思います。</p> <p>やはり駐車場の問題、交通の問題が非常に大きな課題だと思います。そこにおいていろいろいわき市さんから説明もございましたけれども、地域を挙げていろいろな協力体制をとっているということは勿論理解できるのですが、しかし実際にやってみて蓋を開けたところ非常に難しい状況になってしまった。例えば後背の後ろの部分の住宅地の細い道路に車両が入ってしまったり、そこで違法的な駐車が繰り返されてしまうとか、あるいは今まで非常に閑静な住宅地であったところに自動車の交通量が増えてしまって今まで年配の方や子供たちが安心して歩いているようなところが交通量が増えて厳しい状況になってしまった、それも過度になってしまったような場合ですね。実際にオープンしてからそのようなことになった場合どのような対策を、先ほども交通が厳しくなった場合、適切に対処していくということですが、具体的にどのような対処あるいはどのような監視体制をとっていくのか、事務局のほうで伺っているのでしょうか。</p>
事務局（笹川主任主査）	<p>はい。届出の内容につきましての交通に関する具体的な交通渋滞の解消の運用になりますので設置者から回答を求めたいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
議長（樋口委員）	<p>はい。ではそうしてください。よろしいですか。</p>

設置者：イオンモール	<p>はい。設置者であるイオンモールが回答させていただきます。</p> <p>住宅地の方に車両が入ったり違法駐車等のお話を頂戴していますが、私共としましても住宅地のほうが北側に広がっていることは重々承知しています。当然、私共としましても交通誘導として狭い道はまず御案内しないのは大前提だとは思ってございます。でも、それでも通ってしまう場合には、まず地域の方々ともお話をさせていただいて御了解いただけましたら、生活道路につき進入をお断りする方法、後は館内でそういうお知らせ的なチラシを配布し、御案内をさせていただきながら対応をしていきたいと思っております。</p>
議長	<p>駐車場の出入口、地域周辺道路のモニタリングというのは、先ほど経験を持ったグループ会社の方を配置して見守っていきますという話がありましたけれども、その住宅地内のモニタリングというのは、土曜日とか日曜日とか御社の特別セールの日とかに地域を少し巡視して回るといえるのでしょうか。</p>
設置者：イオンモール	<p>具体的に、どのルートをどの時間で警備の人間、もしくはイオンモール内の社員も当然モールの方には配置されて参りますけれども、どのように廻るかは今後検討すべきことであると思っておりますが、周辺の状況につきましてカメラでは見えないことが多々ありますので、そういったところが混んでいるような場合には、巡視をさせていきたいと思っております。また、地域の方とも連携を密にとりながら、地域の方からすぐ御連絡をいただけるような関係を築いていきたいと考えております。</p>
議長	<p>今日に至るまでそういう住民との、いわゆる専門的にいうとリスクコミュニケーションというのでしょうか、住民の方々からなにかこういった問題があるんですよ、などをお聞きしやすい会や会合みたいなものを積み重ねてきているのでしょうか。</p>
設置者：イオンモール	<p>震災の翌年からは私共の方で現場に入らせていただきまして、小名浜地区商店連合会様であったり、小名浜まちづくり市民会議様であったり、そのような方々と密に連絡を取り合っているほか、モールの責任者が現地にオープン前から着任している状況でございますので、地元の方と連携をとりながら今も進めているところでございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他に委員からございませんでしょうか。</p>

	うか。
委員	<p>一番心配だったのが、地図を見ますと、住居地がほとんどなんです。そういうところの騒音関係が心配だったこと、あと、商店街のみなさんとの関わりで、壁はできないのか心配でしたが、そこは共存していければ良いなと思っておりますので、素晴らしい計画ですので、なんとかいろいろな問題をクリアしていければ良いなと思います。</p>
議長	他にはいかがでしょうか。
委員	<p>やはり福島にもイオンがございまして、土曜、日曜、祝日等に行きますと、時間にもよりますが、やはり駐車場がいっぱいな状況で、なにぶん大きな売り場ですので、やはり福島の現状を見ていると、駐車スペースが一番心配です。</p> <p>あとは来退店経路で自家用車が渋滞を起こし、その周辺に迷惑がかかるのではないかとという恐れがございまして、アクアマリンとの共有駐車場もございまして、ただ、私も商売をやっております、なかなかお客様は歩いてくれない。100メートル歩くのも嫌がる状況ですので、そこの誘導も含めて対策を十分に練られて。せっかくのこれだけ大きなスペースを持った店舗ですので、地方に文化も運んでくれるスペースですし、地方に違った意味の新風を運んでくれる施設に期待しまして、またその対策には十分に考慮していただきたいという要望でございまして。</p>
議長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
委員	<p>私、都市計画審議会委員というものもさせていただいております、鹿島街道の幅員を増幅するという工事の話の時に、こういった計画があるということは聞いておりました。そのときに都市計画審議会の時にも問題、意見が出たのは、鹿島街道の幅を広げることによって、今まで高齢者はなんとか渡っていた信号が、あんなに幅員が広がってしまうと、あきらめて渡ろうとしなくなる。ですので、そういう買い物弱者のような方が落ちこぼれるというような意見がそのとき出ておりました。</p> <p>ただ、企業がいろいろ考えてくださって、御用聞きのような形で、そういう方のところに何って配達しますといったサービスもしていますといったことも何ってしていました。何らかの形で買い物弱者が出ないような形で、共存共栄がありましたけれど</p>

	<p>も、そんなことが進めばいいなと都市計画審議会では話題が出たのでこの審議会でもお伝えした方が良さなと思いました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>確かに近隣に住んでいるのに道路を渡れないということで買い物難民が出るなんて、こんなに悲しいこともないので。</p> <p>御指摘ありがとうございました。</p>
委員	<p>遠くから来る人たちにとってはアクセスが非常によくなった。でもその方たちはあくまでもそこに行ってすぐ帰ってしまう。実際の地元の人たちは、潤うという言い方は違うかもしれませんが、そういうことがなくなってしまう、そういうお話も出たりしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にございますか。</p>
委員	<p>私はいわきなのでいろいろ見てきてることもありますので、この機会にまちづくりとして公共交通機関への転換も進めていきたいということですので、これを一つのきっかけとして、交通問題やまちづくりの課題について解決していくという前向きなとらえ方ですね、イオンさんもいろいろなところでこういった取組をしており、ノウハウもあると思いますので、いわき小名浜に合った取り組みをしていただけたらなと思っております。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
委員	<p>はい。騒音以外の部分は大丈夫で合ってほしいなと思っているのですが、添付図の5を見ていて、出入口の6のところだけ右折で入ってくるのですか。7、8は特に矢印が書いてないのでどちらからでも入れるようになっているようですが、ここは交通規制課さんから見て大丈夫という御判断なのでしょうか。</p>
設置者：イオンモール	<p>まず出入口6に関してですが、出入口6と向かい側の出入口7というところがございます。こちらにつきましては、ここを通るルートとしましては一般交通はあまりないというふうを考えてございまして、右左折可能な入庫であつても問題ないというふうに考えてございます。</p> <p>出入口8に関しましては矢印の方が抜けてございますので必要ならば後日修正させていただきますが、左折イン左折アウト</p>

	<p>で私共は考えてございます。</p> <p>なお、こちらの出入口もしくは誘導のルートに関しましては事前に県警様との協議をさせていただいております。</p>
事務局（笹川主任主査）	事務局でお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。
事務局（交通規制課）	<p>基本的には、こういった大店立地法に関係するような施設に関しましては左折イン左折アウトでお願いするようになっていきます。ただ、協議の際に、交通量が少ないということで、右折インということもやむを得ない場合もあります。</p> <p>今後の状況を見まして右折車両により交通量が、右折入庫によって渋滞が生じる場合であれば、この場合には左折イン左折アウトのみとするような対策をお願いする場合もあるかと思えます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。それが聞ければ基本的にはいいのですが、みんなが幸せになるものを作った方が良くと思うのですが、やはり資料を作るときに変な計算ミスが残ったままの資料を出されてくると本当に大丈夫かと思ってしまうわけですね。ですので、細心の注意を払って資料を作ってくださいし、特に騒音は意外とみんな細かいところをきちんと見ないでいい加減に資料を作る方が一般論として多くて、少なくとも私が委員をしているところでそういうのを出すのは絶対にやめてください。</p>
議長	<p>皆さんの意見、集約してきたと思います。また、届出についての御意見だけでなく、県の連絡調整会議でもって、県の意見がなし、個別的要望事項がこうありました、一般的要望事項がこうありました、というものもありました。</p> <p>こちらの意見も我々も同じように思っております。</p> <p>それでは、審議内容の集約として、議長から案をお伝えしたいと思います。</p> <p>まず、委員御指摘の騒音の部分についての計算についてですが、やはりここは適切に今、分かっているものはすぐに直していただく、それから計算をしていただかないといけません。すぐには答えが出ないものがありますが、こちらは持ち帰っていただいて修正をしていただく。それを再度事務局の方に出していただいて、特に専門家である委員のチェックを受け、事務</p>

	<p>局もチェックを行い、議長の方でもチェックを行い、それによ かろうということを踏まえたうえで、県の連絡調整会議が出し ている、県の意見なしとか個別的要望事項はこうだとか一般 的要望事項はこうだとか、ということで結論を出したいと思っ ております。いかがでしょうか。</p> <p>(委員) 異議なし</p>
議長	<p>それでは、まとめとしてお話ししたいと思います。</p> <p>まず、大前提としまして設置者様には騒音のところについて 加筆修正をしていただいて再度事務局に提出をしていただくこ と。それを委員など専門の委員にチェックをしていただく。</p> <p>もちろん事務局でも確認をしていただき、それが大丈夫とい うことでしたら、今から結論を出しますけれども、その結論が 有効になるということでよろしいでしょうか。</p> <p>その結論というのは、まず、県の意見なしですね、これはな しということで私たちも承認ということでよろしいでしょ うか。</p> <p>(委員) 異議なし</p>
議長	<p>はい。ということで、県の意見はなしということですね。</p> <p>次に個別的要望事項ですけれども、こちら連絡調整会議の 案のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>加えて、一般的要望事項についても連絡調整会議の出した結 論を支持するということでよろしいでしょうか。</p> <p>(委員) 異議なし</p>
委員	<p>一点だけ確認よろしいでしょうか。</p> <p>先ほど県警さんのおっしゃっていた、滞留が起きた時には、 左折イン左折アウトにするというものもここに含まれていて、 必ず守るという確約がとれているということ、個別的要望事項 の一番上の内容にはこのことも含まれているということでよろ しいですね。</p>
事務局 (佐藤課長)	<p>個別的要望事項の一番上につきましては、県内最大の大規模 商業施設となりますので、なかなか想定できないトラブルが発 生した場合には、きちんと対応してほしいといったものでござ います。</p> <p>それで、この個別的要望事項につきましては、その対応を求 めるという形としておりますので、今、委員から御指摘があつ</p>

	<p>たことにつきましては、個別的要望事項として設置者の方にその対応策について求めたいと思っております。</p> <p>その中で左折イン左折アウトないしは右折インも行うのかというところで、設置者の方で整理し、それを我々の方で問題ないか判断させていただきますし、また、こういった事態が発生した場合、我々としても法運用主体の責任として設置者に適切な改善を求めていきたいと考えております。</p>
議長	<p>はい。それでは議長として、この審議会の県への答申としてまとめたつもりでおります。さらに委員の皆さんの御了解も得られたと思っております。事務局として曖昧なところがありますでしょうか。</p>
事務局（佐藤課長）	<p>議長、ありがとうございます。</p> <p>ただいま議長の御提案のとおり、騒音に関しましては、しっかりと設置者の方から再提出を求めまして、我々も審査し、また、委員にも御確認いただいた上で、議長の裁決のとおりに進めて参りたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>分かりました。</p> <p>それでは委員の皆様にもう一点お諮りしたいことがございます。答申を出すに当たって、文言の調整や最後の詰めのところがあります。みんなで集まって決めるのはなかなか難しいと思いますので、個別的要望事項、一般的要望事項、最終的な調整につきましては私と事務局に一任していただくということによろしいでしょうか。</p> <p>（委員）異議なし</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>異議なしということで承りました。それでは私と事務局に一任させていただきます。</p> <p>以上で、議事（１）「（仮称）イオンモールいわき小名浜」の新設については終了いたします。御審議ありがとうございました。</p> <p>次に、議題の２番目、「平成２８年度及び平成２９年度における大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審査結果」についてに移ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（笹川主任主	<p>「資料４」平成２８年度、平成２９年度における「大規模小</p>

<p>査)</p>	<p>売店舗立地法に基づく審査結果」について説明を行います。</p> <p>まず、資料2を御覧ください。平成29年度における大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審査結果について。平成29年度の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審査。平成29年11月24日現在については法第五条第一項に基づく新設届出が4件、法第六条第二項に基づく変更届出、施設の配置及び運営事項の変更が2件、法附則第五条第一項に基づく変更届出、施設の配置及び運営事項の変更が1件、合計7件の届出を受理し審査を行っております。店舗名称などの詳細については下表のとおりです。合計で意見なし1件、審査中3件となっております。続きまして2ページを御覧ください。法第六条第二項に基づく届出に関する審査結果、施設の配置及び運営事項の変更については以下の件となっております。審査中2件でございます。続きまして3ページを御覧ください。法附則第五条第一項に基づく届けに係る審査結果、既存店が法施行を初めて施設の配置及び運営事項の変更を行う場合、1件で、意見なし1件となっております。</p> <p>続きまして4ページを御覧ください。平成28年度における大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審査結果について平成28年度の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審査については法第五条第一項に基づく新設届出が10件、法第六条第二項に基づく変更届、施設の配置及び運営事項の変更が11件、法附則第五条第一項に基づく変更届及び施設の配置及び運営事項の変更が2件、合計13件の届出を受理し審査を行い、その結果を設置者に通知しました。店舗名称などの詳細については下表のとおりでございます。続きまして5ページを御覧ください。法第六条第二項に基づく届出に係る審査結果は施設の配置及び運営事項の変更ということで意見なし、11件となっております。</p> <p>それでは最後6ページを御覧ください。法附則第五条第一項に基づく届出に係る審査結果、既存店が法施行後初めて施設の配置及び運営事項の変更を行う場合ですが、こちらに関しては意見な2件となっております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。以上の説明につきまして、各委員より、御質問等ありますでしょうか。</p>

	事務局の方で委員に特に伝えるようなことはありますか。
事務局（笹川主任主査）	審議会を経ずに審査終了となる案件が多くありますが、今後、今回のように大規模な案件等が出てきましたら審議について委員の皆様をお願いすることとなりますのでよろしくお願ひいたします。私からは以上です。
議長	以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。円滑な議事進行について、御協力ありがとうございました。 議事が終了しましたので、進行については事務局にお戻しします。
事務局（中村主幹）	委員の皆様には、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。閉会に当たり、福島県商工労働部次長の新関よりごあいさつさせていただきます。
事務局（新関次長）	委員の皆様におかれましては、長時間にわたる御審議、ありがとうございます。専門的な見地から御意見をいただきましてありがとうございます。騒音につきましては委員に改めまして後日チェックということで大変お手数おかけしますがけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。 まちづくりにおいて、商業機能は非常に重要なものと思ひますけれども、震災後まだ道半ばでありまして、その商業機能の回復はこれから本当に大事になってくるのかなと思ひます。今後とも大規模小売店舗立地法に基づく届出につきましては関係機関と連携して適正な審査を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも諮問する案件がありますときには委員の皆様専門的な見地から御審議いただきますようお願い申し上げたいと思ひます。 引き続き本県の復興はまだまだこれからでございますので御支援、御協力、御鞭撻の程どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。 本日は本当にありがとうございました。
事務局（中村主幹）	以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上で、大規模小売店舗立地審議会のすべてを終了し、16時45分閉会した。
議長は、この議事を証明するため、議事録署名人とともに記名押印する。